

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人一羊会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条及び社会福祉法人一羊会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員及び評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経緯をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の支給と総額)

第3条 この法人の理事は理事会出席、または法人業務のための出勤の都度 5,000 円を支給する。なお全理事の報酬総額は年間 500,000 円以内とする。

2 この法人の監事は理事会・評議員会及び監査等出席、または法人業務のための出勤の都度 5,000 円を支給する。なお全監事の報酬総額は、年間 300,000 円以内とする。

3 この法人の評議員は評議員会出席、または法人業務のための出勤の都度 5,000 円を支給する。なお全評議員の報酬総額は、年間 500,000 円以内とする。

4 この法人の評議員選任・解任委員は評議員選任・解任委員会の出席、または法人業務のための出勤の都度 5,000 円を支給する。なお全評議員選任・解任委員の報酬総額は年間 20,000 円以内とする。

(当法人職員給与と併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している者の役員報酬等については、本規定に定めるところによる役員等の報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を出張旅費基準に準じて出張費として

支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月6日から施行する。